

「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成計画」情報発信事業
委託業務企画提案応募要領

1 趣旨

沖縄県では、『第5次沖縄県観光振興基本計画』における観光収入1.1兆円、入域観光客数1,200万人の目標を着実に達成するため、滞在日数の延伸を促進し、一人あたりの観光消費額を増加させる必要があることから、観光客を本島だけではなく、離島への周遊を促すこととしている。

本事業は、平成28年度に策定したモデルコース「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート」のウェブサイト『OKINAWA ISLAND LINK』を利活用し、対象市場の旅行者視点で情報発信を実施するとともに、対象市場の旅行者のニーズに基づき、キーとなる観光資源をピックアップし、周遊計画を検討できるようなウェブサイトのコンテンツの充実を図るものである。

2 委託業務の内容

- (1) 事業名：「Be. Okinawa 琉球列島周遊ルート形成計画」ルート魅力創造事業
- (2) 事業期間：契約締結の日から平成31年3月15日まで
- (3) 業務内容：「委託業務企画提案仕様書」参照のこと

3 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 国内外の旅行市場における沖縄観光誘客施策の現状と課題に関する知見を有すること。
- (4) 国内外の旅行市場に関する情報収集・分析能力を有すること。
- (5) 今回の委託に際して、正副2名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について十分な遂行体制がとれること。
- (6) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（1）、（2）の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のいずれかが、応募資格（3）、（4）の要件を満たす者であること。

4 応募の手続き

- (1) 応募要領等の配布

ア 配布期間：平成30年12月14日（金）～平成30年12月25日（火）

イ 配布場所：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 誘致企画班

※沖縄県ホームページの「公募・入札」または観光振興課ホームページから入手可能。

(2) 質問事項の受付期間（応募資格のある者のみ）

平成30年12月14日（金）～平成30年12月19日（水） 昼12時

所定様式【様式8】を開封確認付きメールに添付して提出すること。

※提出アドレス aa057137@pref.okinawa.lg.jp

（最終回答は平成30年12月20日（木）午後5時までに行う）

(3) 企画提案書及び応募書類等の提出期間

ア 提出期間：平成30年12月14日（金）～平成30年12月25日（火） 昼12時

イ 提出場所：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 誘致企画班

持参または郵送により提出。ただし、郵送の場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、必要書類全てを提出期限内に到着するよう送付すること。

ウ 提出書類：5に定める書類

エ 提出部数：7部

5 提出書類等

(1) 企画提案応募申請書・・・【様式1】

(2) 企画提案書・・・【様式2】

A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4版横置き・横書きを可とする。また、両面印刷の場合は、長辺とじとすること。

(3) 会社概要表（組織図、業務内容、資格等）・・・【様式3】

(4) 積算書・・・【様式4】

積算の費目については、以下の内容で提出すること。

①人件費等

②旅費

④需要費（消耗品費、印刷製本費等）

⑤役務費（通信運搬費、翻訳料等）

⑥外注費（請負契約等）

⑦管理費、消費税

（注1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。

（注2）この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(5) スケジュール表・・・【様式5】

(6) 執行体制・・・【様式6】

(7) 実績書・・・【様式7】

6 見積に関する要件

今回の企画提案にあたっては、別添仕様書記載の契約案件ごとの上限の範囲内で見積もること。

7 選考方法

応募のあった提案については、沖縄県に設置する企画提案選定委員会において書類審査を行い、入選者を選定する。(選定数1)なお、必要があると認められる場合にはプレゼンテーション等を行う。

8 委託契約について

本事業は国庫補助を受けて沖縄県が実施する事業であり、委託業務の内容や積算項目等については、予算や諸事情により変更することがある。

委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

9 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成及び上記7のプレゼンテーション等への出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 提出された提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (4) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (5) 1事業者(複数の事業体で事業を実施する場合は1企業共同体)あたり1提案とする。
- (6) その他詳細は、「委託業務企画提案仕様書」による。

【問い合わせ・書類提出先】

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課誘致企画班(有川・知花)
TEL/098-866-2764 FAX/098-866-2765
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(沖縄県庁8階)